

館山自動車道消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定により、千葉市、市原市、袖ヶ浦市、木更津市、君津市、富津市、（以下「協定市」という。）の長は、協定市の行政区域のうち館山自動車道及びその施設（以下「協定区域」という。）における消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定区域において火災、救急事故及びその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、協定市の相互間及び東日本高速道路株式会社の消防力を活用して災害による被害を軽減することを目的とする。

（応援）

第2条 協定市は、前条の目的を達成するため、協定区域において災害が発生した場合においては、別表に掲げる応援出場区域表に基づき応援のため消防隊、救急隊その他の人員資機材（以下「消防隊等」という。）を出場させるものとする。ただし、袖ヶ浦市にあっては、当該行政区域における火災の場合消防隊を出場させるものとする。

（特別応援）

第3条 協定区域に災害が発生し、前条の規定により当該災害の応援のため出場する市（以下「出場市」という。）の消防長が出場市以外の協定市の応援を必要と認めるときは、当該出場市の消防長の通報により、災害発生地を管轄する協定市（以下「受援市」という。）の消防長は、次に掲げる事項をできる限り明らかにして協定市の消防長に特別応援の要請をすることができるものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、出場市の消防長が特別応援の要請をすることができるものとする。この場合において出場市の消防長は、速やかに受援市の消防長に通報しなければならないものとする。

- (1) 災害発生 の場所及び災害の概要
- (2) 応援を要する消防隊等の種類及び数
- (3) その他活動内容等必要な事項

（出場）

第4条 前条の規定により特別応援の要請を受けた協定市（以下「特別応援市」という。）は、業務に重大な支障がない限度において消防隊等を出場させるものとする。この場合において、業務に重大な支障があり消防隊等を出場させることができない当該特別応援市の消防長は、速やかにその旨を特別応援の

要請者に通報するものとする。

(指揮)

第5条 前条の規定により特別応援のため出場した消防隊等の指揮は、受援市の消防隊等が出場した場合は当該受援市の現場指揮者が、受援市の消防隊等が出場しないときは第2条の規定により出場した消防隊等の現場指揮者が、指揮するものとする。

(経費の負担)

第6条 第2条の規定による応援及び第4条の規定による特別応援に要する経費等の負担は、法令その他別に定めのある場合を除き、次のとおりとする。

- (1) 応援のため要した経常経費は、応援を行った協定市の負担とする。ただし、機器資材等で要請により調達し、若しくは立て替えたものについては、現物又はその経費を受援市が負担するものとする。
- (2) 応援のため出場した消防隊等の活動が長時間にわたり、燃料、機器資材の補給又は給食等を必要とする場合は、受援市において現物により、又は経費を負担してこれを行うものとする。
- (3) 応援のため出場した消防隊等が、応援業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った協定市が負担するものとする。ただし、災害地において行った救急治療の経費は、受援市が負担するものとする。
- (4) 特別応援のため出場した消防隊等が受援市の指揮下において応援業務を遂行中第三者に損害を与えた場合における賠償については、受援市がその都度関係協定市と協議の上決定するものとする。ただし、災害地への出場又は帰路途上において発生したものについては、応援等のため出場した協定市が負うものとする。

(情報交換等)

第7条 協定市は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種情報及び資材等の状況を相互に通報するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、協定市の長がその都度協議の上決定するものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定は、平成19年7月4日から効力を発生するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書6通を作成し、各々記名押印の上各1通を保管する。

附 則

この協定の締結により、平成15年4月29日に締結した館山自動車道消防相互応援協定書は廃止する。

平成19年 7月 4日

別表

応援出場区域表		
出場 市町村等	出場区域	
	上り線	下り線
千葉市		蘇我インターチェンジから 市原インターチェンジまでの区間
市原市	姉ヶ崎袖ヶ浦インターチェンジから 蘇我インターチェンジまでの区間	市原インターチェンジから 木更津北インターチェンジまでの区 間
木更津市	木更津南インターチェンジから 姉ヶ崎袖ヶ浦インターチェンジま での区間 木更津ジャンクションから 袖ヶ浦インターチェンジまでの区 間	木更津北インターチェンジから 木更津南インターチェンジまでの区 間 袖ヶ浦インターチェンジから 木更津ジャンクションまでの区間 木更津南ジャンクションから 君津インターチェンジまでの区間
君津市	富津中央インターチェンジから 木更津南ジャンクションまでの区 間	君津インターチェンジから 富津中央インターチェンジまでの区 間
富津市	富津竹岡インターチェンジから 君津インターチェンジまでの区間	君津インターチェンジから 富津竹岡インターチェンジまでの区 間